

令和3年度

沖縄県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証は3月16日までに
必ず返納しましょう

※捕獲した鳥獣の種類・数・捕獲場所（メッシュ番号）を必ず記入すること。

狩猟期間

毎年11月15日から翌年2月15日まで

狩猟鳥獣の種類

| | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鳥類 | ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハジビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ(コウライキジを含む)、コジュケイ、バン、ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ 以上28種 |
| 獣類 | タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ(イノブタを含む)、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ 以上20種 |

狩猟鳥獣の捕獲制限

| 種類 | 1日の制限頭羽数 |
|-----------------------------------------------------------------|----------|
| マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ | 合計して5羽 |
| バン | 3羽 |
| タシギ ヤマシギ(アマミヤマシギを除く) | 合計して5羽 |
| キジバト | 10羽 |
| コジュケイ | 5羽 |
| エゾライチョウ | 2羽 |
| ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ、コウライキジ | 合計して2羽 |

※注：狩猟鳥獣のうちヒヨドリ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌は、平成29年9月15日から令和4年9月14日までの間、沖縄県内全域で捕獲禁止です。

狩猟の禁止

狩猟鳥獣以外の鳥獣、狩猟鳥獣のひな、鳥類の卵、狩猟期間外の狩猟、狩猟可能区域以外での狩猟

所持等の禁止

販売禁止猟具（かすみ網）の所持や販売等

標識の添付

使用する網・わなに住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した標識

譲渡の禁止等

違反捕獲物の譲渡、ヤマドリの販売、鳥獣保護区等の標識の移転・汚損・き損

危険猟法及び禁止猟法

〈危険猟法〉
爆発物、劇薬、毒薬、据銃、おとしわな及び危険なわな

〈禁止猟法〉

- ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く）
- 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 飛行中の飛行機若しくは運転中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ・ツキノワグマ・イノシシ・及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 空気散弾銃を使用する方法
- 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法

- 同時に3以上のわなを使用する方法
- イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- つりばり又はとりもちを使用する方法
- 矢を使用する方法
- 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- キジ笛を使用する方法
- ヤマドリ及びキジの捕獲をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

狩猟禁止の場所

- 鳥獣保護区
- 休猟区
- 公道
- 自然公園法第21条第1項の特別保護地区
- 都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆憩楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したものであり、かつ、当該園地が、当該施設に併設されたものであり、かつ、当該園地が、当該施設に併設されたものであること
- 自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域
- 社寺境内
- 墓地

銃猟の禁止

- 日の出前及び日没後
- 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所
- 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自転車、船舶その他の乗物に向かつての銃猟

休猟区

ア 恩納休猟区
うるま市石川東恩納の海岸線とうるま市石川東恩納及びうるま市石川字昆布の大字界との交点を起点として、同所から同大字界に沿って西に進み、同大字界と県道75号線との交点に至り、同所から県道75号線に沿って北に進み、国道329号との交点に至り、同所から国道329号の旧道に沿って北に進み、国道329号と県道6号線との交点に至り、同所から県道6号線に沿って西に進み、県道6号線と国道58号との交点に至り、同所から国道58号の旧道に沿って北に進み、国道58号と県道104号線との交点に至り、同所から県道104号線に沿って東に進み、県道104号線と国道329号との交点に至り、同所から国道329号に沿って北に進み、国道329号と億首川との交点に至り、同所から億首川左岸に沿って下流に進み、億首川河口左岸と海岸線との交点に至り、同所から海岸線に沿って南に進み、金武町金武岬を經由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

◎ 狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

- 国有林野内で狩猟又は有害鳥獣捕獲等される場合は、事前に沖縄森林管理署長へ「入林届」を提出すること。
国有林野内に入林する場合は、車両の見やすいところに接受印の押印された入林届を掲示するとともに、銃器を使用して鳥獣の捕獲等を行う場合は、所定の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示すること。
- 国有林野内で作業を行っている者の安全確保するため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「立入禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。
- 銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
- 車両で国有林野内を通行する場合は、安全運転に努めること。
- 山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
- 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
- 林内に持ち込んだ缶飲料等の空缶は必ず持ち帰ること。
- 施設及び表示板等を損傷しないこと。

【沖縄森林管理署】
那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階
TEL 098-918-0210

お願い

標識の付いた鳥獣を捕獲、取得または発見されたときは、鳥獣の種類、性別、捕獲（取得・発見）日時、場所、状況を記し標識と共に県自然保護課、又は県林業事務所等へご提出願います。必ず裏面をご覧ください。

狩猟に関する問い合わせ先

| | | |
|------------------|-------------------------|--------------|
| 沖縄県環境部自然保護課 | 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 | 098-866-2243 |
| 沖縄県北部農林水産振興センター | 〒905-0015 名護市大南1-13-11 | 0980-52-2832 |
| 沖縄県南部林業事務所 | 〒900-0029 那覇市旭町116-37 | 098-941-2583 |
| 沖縄県宮古農林水産振興センター | 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 | 0980-72-2365 |
| 沖縄県八重山農林水産振興センター | 〒907-0002 石垣市真栄里438-1 | 0980-82-2342 |